

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

○ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）（抄）（第一条関係）	1
○ 宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）（抄）（第二条関係）	48
○ 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（第三条関係）	51
○ 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）（抄）（附則第六条関係）	53

○ 人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）（抄）（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 宇宙ロケットの打上げに係る許可等</p> <p>第一節 宇宙ロケットの打上げに係る許可（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 宇宙ロケットの設計の確認（第十三条―第十五条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>第四節 搭載前人工衛星等の適合認定（第十八条の二―第十八条の四）</p> <p>第五節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第十九条）</p> <p>第三章 特定人工衛星の管理に係る許可等（第二十条―第三十条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p>
<p>現行</p>	<p>人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律</p> <p>目次</p> <p>第一章（略）</p> <p>第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等</p> <p>第一節 人工衛星等の打上げに係る許可（第四条―第十二条）</p> <p>第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定（第十三条―第十五条）</p> <p>第三節（略）</p> <p>（新設）</p> <p>第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第十九条）</p> <p>第三章 人工衛星の管理に係る許可等（第二十条―第三十条）</p> <p>第四章・第五章（略）</p>

第六章 人工衛星等落下等損害の賠償（第五十三条・第五十四条）

第七章・第八章（略）

附則

（目的）

第一条 この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、我が国における宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに宇宙ロケット又は人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（第四条第二項第五号へ及び第六条第四号ロにおいて「宇宙空間探査等条約」という。）、宇宙飛行士の救助及び送還

第六章 人工衛星落下等損害の賠償（第五十三条・第五十四条）

第七章・第八章（略）

附則

（目的）

第一条 この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念（以下単に「基本理念」という。）にのっとり、我が国における人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る許可に関する制度並びに人工衛星等の落下等により生ずる損害の賠償に関する制度を設けることにより、宇宙の開発及び利用に関する諸条約を的確かつ円滑に実施するとともに、公共の安全を確保し、あわせて、当該損害の被害者の保護を図り、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 宇宙の開発及び利用に関する諸条約 月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約（第二十二條第二号において「宇宙空間探査等条約」という。）、宇宙飛行士の救助及び送還並びに宇宙空間に打ち上

並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。

二 宇宙ロケット 地球から発射するロケットであつて、発射した場合に地球を回る軌道若しくはその外又は地球以外の天体に達する推力を有するものをいう。

三 人工衛星 宇宙ロケットに搭載する人工の物体であつて、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用するものをいう。

四 人工衛星等 人工衛星及び人工衛星以外の宇宙ロケットに搭載する人工の物体であつて、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置するものをいう。

五 打上げ施設 宇宙ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

六 宇宙ロケットの打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、宇宙ロケットを発射して加速し、これを地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置することをいい、これと併せて宇宙ロケットに人工衛星等を搭載した上で一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星等を分離する場合にあつては、当該分離する行為を含むものとする。

七 特定人工衛星 人工衛星のうち、その位置、姿勢及び状態を

げられた物体の返還に関する協定、宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約及び宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約をいう。

二 人工衛星 地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体に配置して使用する人工の物体をいう。

三 人工衛星等 人工衛星及びその打上げ用ロケットをいう。

四 打上げ施設 人工衛星の打上げ用ロケットを発射する機能を有する施設をいう。

五 人工衛星等の打上げ 自ら又は他の者が管理し、及び運営する打上げ施設を用いて、人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これを発射して加速し、一定の速度及び高度に達した時点で当該人工衛星を分離することをいう。

(新設)

制御することができるものをいう。

八 搭載前人工衛星等 人工衛星等（特定人工衛星を除く。）であつて、宇宙ロケットに搭載する前のものをいう。

九 特定人工衛星管理設備 特定人工衛星に搭載された無線設備（電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第三号において同じ。）から送信された当該特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法によりその位置、姿勢及び状態を把握し、又は当該特定人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該特定人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

十 特定人工衛星の管理 特定人工衛星管理設備を用いて、特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

十一 ロケット落下等損害 発射された後の宇宙ロケット（これに搭載された人工衛星等（当該宇宙ロケットから正常に分離されたものを除く。）を含む。次号において同じ。）の落下、衝突又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その

（新設）

六 人工衛星管理設備 人工衛星に搭載された無線設備（電磁波を利用して、符号を送り、又は受けるための電氣的設備及びこれと電気通信回線で接続した電子計算機をいう。以下この号及び第六条第二号において同じ。）から送信された当該人工衛星の位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法その他の方法によりその位置を把握するとともに、人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するための信号を当該人工衛星に搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備をいう。

七 人工衛星の管理 人工衛星管理設備を用いて、人工衛星の位置、姿勢及び状態を把握し、これらを制御することをいう。

八 ロケット落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケットの落下、衝突又は爆発に

他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該宇宙ロケットの打上げを行う者の従業者その他の当該宇宙ロケットの打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

- 十二 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 宇宙ロケットの打上げを行う者のロケット落下等損害（テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なものとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする発射された後の宇宙ロケットの落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害（第九条第二項及び第四十条第一項において「特定ロケット落下等損害」という。）を除く。）の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。
- 十三 ロケット落下等損害賠償補償契約 宇宙ロケットの打上げを行う者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によっては埋めることができないロケット落下等損害をその者が賠償することにより生ず

より、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等の打上げを行う者の従業者その他の当該人工衛星等の打上げを行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

- 九 ロケット落下等損害賠償責任保険契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害（テロリズムの行為その他その発生を保険契約における財産上の給付の条件とした場合に適正な保険料を算出することが困難なものとして内閣府令で定める事由を主たる原因とする人工衛星等の落下、衝突又は爆発によるロケット落下等損害（第九条第二項及び第四十条第一項において「特定ロケット落下等損害」という。）を除く。）の賠償の責任が発生した場合において、これをその者が賠償することにより生ずる損失を保険者（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第四項に規定する損害保険会社又は同条第九項に規定する外国損害保険会社等で、責任保険の引受けを行う者に限る。以下同じ。）が埋めることを約し、保険契約者が保険者に保険料を支払うことを約する契約をいう。
- 十 ロケット落下等損害賠償補償契約 人工衛星等の打上げを行う者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によっては埋めることができないロケット落下等損害をその者が賠償することにより生ずる損

る損失を政府が補償することを約する契約をいう。

十四 人工衛星等落下等損害 宇宙ロケットから正常に分離された人工衛星等の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星等が特定人工衛星である場合にあっては、特定人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該特定人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第三条 国は、この法律の施行に当たつては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に係る産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

第二章 宇宙ロケットの打上げに係る許可等

第一節 宇宙ロケットの打上げに係る許可

(許可)

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機

失を政府が補償することを約する契約をいう。

十一 人工衛星落下等損害 人工衛星の打上げ用ロケットから正常に分離された人工衛星の落下又は爆発により、地表若しくは水面又は飛行中の航空機その他の飛しよう体において人の生命、身体又は財産に生じた損害をいう。ただし、当該人工衛星の管理を行う者の従業者その他の当該人工衛星の管理を行う者と業務上密接な関係を有する者として内閣府令で定める者がその業務上受けた損害を除く。

(この法律の施行に当たつての配慮)

第三条 国は、この法律の施行に当たつては、宇宙基本法第十六条に規定する民間事業者による宇宙開発利用の促進に関する施策の一環として、我が国の人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に係る産業の技術力及び国際競争力の強化を図るよう適切な配慮をするものとする。

第二章 人工衛星等の打上げに係る許可等

第一節 人工衛星等の打上げに係る許可

(許可)

第四条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機

に搭載された打上げ施設を用いて宇宙ロケットの打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 宇宙ロケットの打上げの目的

三 宇宙ロケットの設計

四 打上げ施設の場合（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号）、構造及び設備

(削る)

に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行おうとする者は、その都度、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計（第十三条第一項の型式認定を受けたものにあつてはその型式認定番号、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する上で我が国と同等の水準にあると認められる人工衛星の打上げ用ロケットの設計の認定の制度を有している国として内閣府令で定めるものの政府による当該認定（以下「外国認定」という。）を受けたものにあつては外国認定を受けた旨）

(新設)

三 打上げ施設の場合（船舶又は航空機に搭載された打上げ施設にあつては、当該船舶又は航空機の名称又は登録記号）、構造及び設備（第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあつては、その適合認定番号）

四 人工衛星等の打上げを予定する時期、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路並びに当該飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法を含む人工衛星等の打上げの方法を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

五 宇宙ロケットに人工衛星等を搭載するかどうかの別及び宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ 人工衛星等の数

ロ それぞれの人工衛星等の種別（特定人工衛星又は特定人工衛星以外の人工衛星等のいずれであるかの別をいう。）

ハ それぞれの人工衛星等に係る次に掲げる者の氏名又は名称及び住所

(1) 当該人工衛星等がその搭載について委託を受けたものである場合にあっては、当該委託に係る契約の相手方

(2) 当該人工衛星等が特定人工衛星である場合にあっては、特定人工衛星の管理を行う者

ニ それぞれの人工衛星等の投入先又は配置先

ホ それぞれの人工衛星等（国の人工衛星等を除く。）の利用の目的及び方法

ヘ それぞれの人工衛星等（国及び締約国外国政府（宇宙空間探査等条約の締約国である外国の政府をいう。第五項及び第六条第四号ロにおいて同じ。）の人工衛星等を除く。）の構造

六 次に掲げる事項を定めた計画（以下「ロケット打上げ計画」という。）

イ 宇宙ロケットの打上げを予定する時期

ロ 宇宙ロケットの飛行経路

五 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の数並びにそれぞれの人工衛星の利用の目的及び方法

（新設）

ハ 打上げ施設と宇宙ロケットとの間で信号を送受信する方法
その他の打上げ施設の使用の方法

ニ 宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあつては、その据付けの位置、宇宙ロケットとの連結の方法その他の搭載の方法

ホ 次に掲げる事項その他宇宙ロケットの打上げの方法

(1) 宇宙ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該宇宙ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置（以下「飛行中断措置」という。）

(2) 宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法（飛行中断措置を除く。）

(3) 宇宙ロケットに搭載した人工衛星等を分離するかどうかの別並びに人工衛星等を分離する場合にあつては、分離の際の宇宙ロケットの速度及び高度の設定、分離の際に他の物体との離隔距離を確保する方法その他の分離の方法

七 (略)

3 前項の申請書に宇宙ロケットについて第十三条第一項の確認に係る設計確認番号を記載するときは、前項の規定にかかわらず、同項第三号に掲げる事項を記載することを要しない。

4 第二項の申請書に打上げ施設について第十六条第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載するときは、第二項の規定にかかわらず、同項第四号に掲げる事項を記載することを要しない。

六 (略)

(新設)

(新設)

5 第二項の申請書に宇宙ロケットに搭載する人工衛星等の全部又は一部について第十八条の二第一項の適合認定に係る適合認定番号を記載し、又は第二十条第一項の許可を受けたことを証する書面若しくは締約国外国政府が監督することを証する書面を添付するときは、第二項の規定にかかわらず、その記載又は添付に係る人工衛星等については同項第五号へに掲げる事項を記載することを要しない。

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下この号及び第二十一条第一号において同じ。）の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 (略)

- 三 心身の故障により宇宙ロケットの打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

四・五 (略)

(許可の基準)

(新設)

(欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

- 一 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこれらに相当する外国（本邦の域外にある国又は地域をいう。以下同じ。）の法令の規定に違反し、罰金以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

二 (略)

- 三 心身の故障により人工衛星等の打上げを適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

四・五 (略)

(許可の基準)

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を
してはならない。

一 宇宙ロケットの打上げの目的が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 宇宙ロケットの設計（第十三条第一項の確認を受けたものを除く。）が、宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための宇宙ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準（以下「ロケット安全基準」という。）に適合していること。

三 打上げ施設（第十六条第一項の適合認定を受けたものを除く。）が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として宇宙ロケットの設計に応じて内閣府令で定める基準（以下「設計別施設安全基準」という。）に適合していること。

イ 宇宙ロケットに備えられた無線設備から送信された当該宇宙ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法によりその位置、姿勢及び状態を把握し、又は当該宇宙ロケット

第六条 内閣総理大臣は、第四条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可を
してはならない。

（新設）

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計が、人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための人工衛星の打上げ用ロケットの安全に関する基準として内閣府令で定める基準（以下「ロケット安全基準」という。）に適合していること又は第十三条第一項の型式認定若しくは外国認定を受けたものであること。

二 打上げ施設が、次のイ及びロに掲げる無線設備を備えていることその他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保するための打上げ施設の安全に関する基準として人工衛星の打上げ用ロケットの型式に応じて内閣府令で定める基準（以下「型式別施設安全基準」という。）に適合していること又は第十六条第一項の適合認定を受けたものであること。

イ 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備から送信された当該人工衛星の打上げ用ロケットの位置、姿勢及び状態を示す信号を直接若しくは他の無線設備を経由して電磁波を利用して受信する方法により把握し、又は当該人工衛星

に向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

ロ 飛行中断措置を講ずるために必要な信号を宇宙ロケットに備えられた無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

(削る)

四 宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、次のイ及びロに該当するものであること。

イ 当該人工衛星等（国の人工衛星等を除く。）の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

の打上げ用ロケットに向けて信号を直接若しくは他の無線設備を経由して送信し、反射される信号を直接若しくは他の無線設備を経由して受信する方法によりその位置を把握する機能を有する無線設備

ロ 人工衛星の打上げ用ロケットが予定された飛行経路を外れた場合その他の異常な事態が発生した場合における当該人工衛星の打上げ用ロケットの破壊その他その飛行を中断する措置（次号及び第十六条第二項第四号において「飛行中断措置」という。）を講ずるために必要な信号を当該人工衛星の打上げ用ロケットに搭載された無線設備に直接又は他の無線設備を経由して電磁波を利用して送信する機能を有する無線設備

三 ロケット打上げ計画において、飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法が定められているほか、その内容が公共の安全を確保する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

四 人工衛星の打上げ用ロケットに搭載される人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

ロ 当該人工衛星等（国及び締約国外国政府の人工衛星等並びに第四条第五項の規定による記載又は添付に係る人工衛星等を除く。）の構造が、その人工衛星等を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることその他の当該構造を宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉（以下「宇宙空間の有害な汚染等」という。）の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとするための基準として人工衛星等の投入先又は配置先を勘案して内閣府令で定める基準（以下「人工衛星等汚染等防止・安全基準」という。）に適合するものであること。

五 ロケット打上げ計画が公共の安全を確保し、及び宇宙空間の有害な汚染等を防止する上で適切なものであり、かつ、申請者が当該ロケット打上げ計画を実行する十分な能力を有すること。

（変更の許可等）

第七条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項第二号から第六号までに掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき、設計別施設安全基準の変更があつた場合に

（新設）

（変更の許可等）

第七条 第四条第一項の許可を受けた者（以下「打上げ実施者」という。）は、同条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき及び型式別施設安全基準に変

において当該許可に係る打上げ施設が設計別施設安全基準に適合しなくなったとき及び人工衛星等汚染等防止・安全基準の変更があつた場合において当該許可に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第七号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 第四条第二項から第五項まで及び前条の規定は、第一項の許可について準用する。この場合において、第四条第二項中「次に掲げる事項を」とあるのは、「第一号から第六号までに掲げる事項（第二号から第六号までに掲げる事項にあつては、変更に係るものに限る。）を」と、同条第三項中「記載するとき」とあるのは「記載し、及び第十四条第一項の確認を受けたことを証する書面を添付するとき」と、同条第四項中「記載するとき」とあるのは「記載し、及び第十七条第一項の認定を受けたことを証する書面を添付するとき」と、同条第五項中「又は第二十条第一項」とあるのは「及び第十八条の三第一項の認定を受けたことを証する書面を添付するとき、又は第二十条第一項若しくは第二十三条第一項」と読み替えるものとする。

更があつた場合において当該許可に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 打上げ実施者は、第四条第二項第一号若しくは第六号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条の規定は、第一項の許可について準用する。

(設計合致義務等)

第八条 打上げ実施者は、宇宙ロケットの打上げを行うに当たっては、当該宇宙ロケットの打上げに係る宇宙ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 打上げ実施者は、宇宙ロケットの打上げ（これに係る打上げ施設の使用及び宇宙ロケットへの人工衛星等の搭載を含む。）を行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならない。

3 打上げ実施者は、宇宙ロケットの打上げを行うに当たっては、当該宇宙ロケットの打上げに係る宇宙ロケットに第四条第一項の許可に係る人工衛星等以外の人工衛星等を搭載してはならない。

(損害賠償担保措置を講ずべき義務)

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた宇宙ロケットの打上げを行ってはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約（特定ロケット落下等損害に係るものに限る。）の締結若しくは供託であつて、その措置により、宇宙ロケットの設計、打上げ施設の場合その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の被害者の保護を

(設計合致義務等)

第八条 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、当該人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットを第四条第一項の許可に係る設計に合致するようにしなければならない。

2 打上げ実施者は、人工衛星等の打上げを行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第四条第一項の許可に係るロケット打上げ計画の定めるところに従わなければならない。

(新設)

(損害賠償担保措置を講ずべき義務)

第九条 打上げ実施者は、損害賠償担保措置を講じていなければ、第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げを行ってはならない。

2 前項に規定する「損害賠償担保措置」とは、ロケット落下等損害賠償責任保険契約及びロケット落下等損害賠償補償契約（特定ロケット落下等損害に係るものに限る。）の締結若しくは供託であつて、その措置により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計、打上げ施設の場合その他の事情を勘案し、ロケット落下等損害の

図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額（第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。）をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの（同条第二項において「相当措置」という。）をいう。

（承継）

第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた宇宙ロケットの打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 (略)

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた宇宙ロケットの打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 第五条及び第六条（第五号（ロケット打上げ計画））に定める能力に係る部分に限る。）に定める規定は、前三項の認可について準用する。

被害者の保護を図る観点から適切なものとして内閣府令で定める金額（第四十条第一項及び第二項において「賠償措置額」という。）をロケット落下等損害の賠償に充てることができるものとして内閣総理大臣の承認を受けたもの又はこれらに相当する措置であつて内閣総理大臣の承認を受けたもの（同条第二項において「相当措置」という。）をいう。

（承継）

第十条 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 (略)

3 打上げ実施者である法人が分割により第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、打上げ実施者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 第五条及び第六条（第三号（ロケット打上げ計画））に定める能力に係る部分に限る。）に定める規定は、前三項の認可について準用する。

5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた宇宙ロケットの打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失う。

（死亡等による許可の失効）

第十一条 前条第五項の規定によるほか、次に掲げる場合には、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、次の各号に定める者は、当該各号に掲げる場合に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

- 一 打上げ実施者である個人が死亡したとき その相続人
- 二 打上げ実施者である法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 三 打上げ実施者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人
- 四 打上げ実施者が宇宙ロケットの打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員

5 打上げ実施者が第四条第一項の許可を受けた人工衛星等の打上げに係る事業の譲渡を行い、又は打上げ実施者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項から第三項までの認可をしない旨の処分があつたとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失う。

（死亡等による許可の失効）

第十一条 前条第五項の規定によるほか、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当することとなつたときは、第四条第一項の許可は、その効力を失う。この場合において、当該各号に定める者は、当該各号に該当することとなつた日から三十日以内に、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならぬ。

- 一 死亡したとき その相続人
- 二 法人が破産手続開始の決定により解散したとき その破産管財人
- 三 法人が合併及び破産手続開始の決定以外の事由により解散したとき その清算人
- 四 人工衛星等の打上げを終えたとき 打上げ実施者であつた個人又は打上げ実施者であつた法人を代表する役員

(許可の取消し)

第十二条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 打上げ実施者が偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二 打上げ実施者が第五条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなったとき。

三 当該許可に係る宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき。

四 当該許可に係る打上げ施設が設計別施設安全基準に適合しなくなったとき。

五 当該許可に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったとき。

六 打上げ実施者が第七条第一項の規定により許可を受けなければならぬ事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

七 打上げ実施者が第八条の規定に違反していると認めるとき。

八 打上げ実施者が第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。

第二節 宇宙ロケットの設計の確認

(許可の取消し)

第十二条 内閣総理大臣は、打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、第四条第一項の許可を取り消すことができる。

一 偽りその他不正の手段により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可を受けたとき。

二 第五条第一号又は第三号から第五号までのいずれかに該当することとなったとき。

三 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき。

四 その者の行う人工衛星等の打上げに用いる打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったとき。

(新設)

五 第七条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けずに変更したとき。

六 第八条の規定に違反していると認めるとき。

七 第三十四条第一項の規定により第四条第一項若しくは第七条第一項の許可又は第十条第一項から第三項までの認可に付された条件に違反したとき。

第二節 人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定

(設計の確認)

第十三条 内閣総理大臣は、発射前の宇宙ロケットについて所有権その他の管理の権原を有する者の申請により、当該宇宙ロケットの設計について確認を行う。

2 前項の確認を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に宇宙ロケットについて所有権その他の管理の権原を有していること及び当該宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 宇宙ロケットの設計

三 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、同項の確認をしなければならない。

4 第一項の確認は、申請者に設計確認番号が付された設計確認書を交付することによって行う。

(設計等の変更)

第十四条 前条第一項の確認を受けた者は、同条第二項第二号に掲

(型式認定)

第十三条 内閣総理大臣は、申請により、人工衛星の打上げ用ロケットの設計について型式認定を行う。

2 前項の型式認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 人工衛星の打上げ用ロケットの設計

三 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合していると認めるときは、同項の型式認定をしなければならない。

4 第一項の型式認定は、申請者に型式認定番号が付された型式認定書を交付することによって行う。

(設計等の変更)

第十四条 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第二号

げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該確認を受けた宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の確認を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の確認を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の確認について準用する。

（設計の確認の取消し等）

第十五条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十三条第一項の確認を取り消すことができる。

一 当該確認を受けた者が偽りその他不正の手段により当該確認又は前条第一項の確認を受けたとき。

二 当該確認を受けた宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき。

三 当該確認を受けた者が前条第一項の規定により確認を受けなければならない事項を同項の確認を受けずに変更したとき。

四 当該確認を受けた者が第三十三条第一項の規定による命令に

に掲げる事項を変更しようとするとき（ロケット安全基準の変更があつた場合において、当該型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の型式認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第三号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（型式認定の取消し）

第十五条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その型式認定を取り消すことができる。

（新設）

一 人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合しなくなったとき。

（新設）

二 第三十三条第一項の規定による命令に違反したとき。

違反したとき。

2 第十三条第一項の確認は、当該確認を受けた者が当該確認に係る宇宙ロケットについて所有権その他の管理の権原を有する者でなくなったときは、その効力を失う。

3 第十三条第一項の確認を受けた者は、第一項の規定により当該確認が取り消されたとき、又は前項の規定により当該確認が効力を失ったときは、遅滞なく、設計確認書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

(適合認定)

第十六条 内閣総理大臣は、打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有する者の申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う宇宙ロケットの打上げに係る宇宙ロケットの設計(第十三条第一項の確認に係るものに限る。)ごとに、適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有していること及び当該打上げ施設が設計別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

(新設)

2 第十三条第一項の型式認定を受けた者は、前項の規定により当該型式認定が取り消されたときは、遅滞なく、型式認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

(適合認定)

第十六条 内閣総理大臣は、申請により、国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設について、これを用いて行う人工衛星等の打上げに係る人工衛星の打上げ用ロケットの型式(その設計が第十三条第一項の型式認定又は外国認定を受けたものに限る。)ごとに、適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 第十三条第一項の確認に係る設計確認番号

四 飛行中断措置その他の宇宙ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

五 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る打上げ施設が設計別施設安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。

4 (略)

(打上げ施設の場所等の変更)

第十七条 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとき（設計別施設安全基準の変更があつた場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が設計別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 (略)

三 第十三条第一項の型式認定に係る型式認定番号又は外国認定を受けた旨

四 飛行中断措置その他の人工衛星の打上げ用ロケットの飛行経路及び打上げ施設の周辺の安全を確保する方法

五 (略)

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る打上げ施設が型式別施設安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。

4 (略)

(打上げ施設の場所等の変更)

第十七条 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更しようとするとき（型式別施設安全基準の変更があつた場合において、当該適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第五号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(適合認定の取消し等)

第十八条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第十六条第一項の適合認定を取り消すことができる。

一 当該適合認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適合認定又は前条第一項の認定を受けたとき。

二 当該適合認定を受けた打上げ施設が設計別施設安全基準に適合しなくなったとき。

三 当該適合認定を受けた者が前条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 当該適合認定を受けた者が第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

2| 第十六条第一項の適合認定は、当該適合認定を受けた者が当該適合認定に係る打上げ施設について所有権その他の管理の権原を有する者でなくなったときは、その効力を失う。

3| 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、第一項の規定により当該適合認定が取り消されたとき、又は前項の規定により当該適合認定が効力を失ったときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第四節 搭載前人工衛星等の適合認定

(適合認定の取消し)

第十八条 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その適合認定を取り消すことができる。

一 打上げ施設が型式別施設安全基準に適合しなくなったとき。

(新設)

二 第三十三条第二項の規定による命令に違反したとき。

(新設)

2| 第十六条第一項の適合認定を受けた者は、前項の規定により当該適合認定が取り消されたときは、遅滞なく、打上げ施設認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

(新設)

(適合認定)

第十八条の二 内閣総理大臣は、搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有する者の申請により、当該搭載前人工衛星等について適合認定を行う。

2 前項の適合認定を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に搭載前人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有していること及び当該搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していることを証する書類その他内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所

二 搭載前人工衛星等の投入先又は配置先

三 搭載前人工衛星等の構造

四 その他内閣府令で定める事項

3 内閣総理大臣は、第一項の申請があつたときは、その申請に係る搭載前人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合していると認めるときは、同項の適合認定をしなければならない。

4 第一項の適合認定は、申請者に適合認定番号が付された搭載前人工衛星等認定書を交付することによって行う。

(適合認定に係る人工衛星等の構造等の変更)

(新設)

第十八条の三 前条第一項の適合認定を受けた者は、当該適合認定

(新設)

に係る人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前に当該人工衛星等の投入先若しくは配置先又は構造を変更しようとするとき(当該発射前に人工衛星等汚染等防止・安全基準の変更があった場合において、当該人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったときを含む。)は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の認定を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前条第一項の適合認定を受けた者は、同条第二項第一号若しくは第四号に掲げる事項に変更があったとき、又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

(適合認定の取消し等)

第十八条の四 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当すると

きは、第十八条の二第一項の適合認定を取り消すことができる。

一 当該適合認定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該適合認定又は前条第一項の認定を受けたとき。

(新設)

二 当該適合認定に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなったとき(当該人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。)

三 当該適合認定を受けた者が前条第一項の規定により認定を受けなければならない事項を同項の認定を受けないで変更したとき。

四 当該適合認定を受けた者が第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。

2 第十八条の二第一項の適合認定は、当該適合認定を受けた者が当該適合認定に係る人工衛星等について所有権その他の管理の権原を有する者でなくなったときは、その効力を失う。

3 第十八条の二第一項の適合認定を受けた者は、第一項の規定により当該適合認定が取り消されたとき、又は前項の規定により当該適合認定が効力を失ったときは、遅滞なく、搭載前人工衛星等認定書を内閣総理大臣に返納しなければならない。

第五節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例

第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が、その行った宇宙ロケットの設計（人工衛星等の打上げ用の宇宙ロケットに係るものに限る。）について第十三条第一項の確認の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

2 機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設（人工衛星等の

第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

第四節 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例

第十九条 国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）が、その行った人工衛星の打上げ用ロケットの設計について第十三条第一項の型式認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

2 機構が、その管理し、及び運営する打上げ施設について第十六

打上げ用の宇宙ロケットに係るものに限る。)について第十六条第一項の適合認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

第三章 特定人工衛星の管理に係る許可等

(許可)

第二十条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機若しくは我が国が管轄権を有する特定人工衛星として内閣府令で定めるものに搭載された特定人工衛星管理設備(以下「国内等の特定人工衛星管理設備」という。)を用いて特定人工衛星の管理を行おうとする者は、特定人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 特定人工衛星管理設備の場所(船舶又は航空機に搭載された特定人工衛星管理設備にあつては当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、特定人工衛星に搭載された特定人工衛星管理設備にあつては当該特定人工衛星の名称その他当該特定人工衛星を

条第一項の適合認定の申請を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、当該申請に係る記載事項又は添付書類の一部を省略する手続その他の内閣府令で定める簡略化された手続によることができる。

第三章 人工衛星の管理に係る許可等

(許可)

第二十条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機若しくは我が国が管轄権を有する人工衛星として内閣府令で定めるものに搭載された人工衛星管理設備(以下「国内等の人工衛星管理設備」という。)を用いて人工衛星の管理を行おうとする者は、人工衛星ごとに、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、内閣府令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書に内閣府令で定める書類を添えて、これを内閣総理大臣に提出しなければならない。

一 (略)

二 人工衛星管理設備の場所(船舶又は航空機に搭載された人工衛星管理設備にあつては当該船舶又は航空機の名称又は登録記号、人工衛星に搭載された人工衛星管理設備にあつては当該人工衛星の名称その他当該人工衛星を特定するものとして内閣府

特定するものとして内閣府令で定める事項)

三 特定人工衛星の投入先又は配置先

四 特定人工衛星の利用の目的及び方法

五 特定人工衛星の構造

六 特定人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置(以下「終了措置」という。)の内容その他特定人工衛星の管理の方法を定めた計画(以下「管理計画」という。)

(削る)

七 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって特定人工衛星の管理を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所

八 (略)

(欠格事由)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一・二 (略)

三 心身の故障により特定人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

四～六 (略)

令で定める事項)

三 人工衛星を地球を回る軌道に投入して使用する場合には、その軌道

四 人工衛星の利用の目的及び方法

五 人工衛星の構造

六 人工衛星の管理の終了に伴い講ずる措置(以下「終了措置」という。)の内容

七 前号に掲げるもののほか、人工衛星の管理の方法を定めた計画(以下「管理計画」という。)

八 申請者が個人である場合には、申請者が死亡したときにその者に代わって人工衛星の管理を行う者(以下「死亡時代理人」という。)の氏名又は名称及び住所

九 (略)

(欠格事由)

第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、前条第一項の許可を受けることができない。

一・二 (略)

三 心身の故障により人工衛星の管理を適正に行うことができない者として内閣府令で定めるもの

四～六 (略)

(許可の基準)

第二十二條 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 特定人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 特定人工衛星の構造が、特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御するために必要な構造の基準として内閣府令で定める基準並びに人工衛星等汚染等防止・安全基準（以下「特定人工衛星制御等基準」と総称する。）に適合するものであること。

三 管理計画において、宇宙ロケットから分離された部分で地球を回る軌道若しくはその外に投入され、若しくは地球以外の天体に配置されたもの又は他の人工衛星等との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされており、かつ、申請者（個人にあつては、死亡時代理人を含む。）が当該管理計画を実行する十分な能力を有するこ

(許可の基準)

第二十二條 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 人工衛星の利用の目的及び方法が、基本理念に則したものであり、かつ、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の的確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものであること。

二 人工衛星の構造が、その人工衛星を構成する機器及び部品の飛散を防ぐ仕組みが講じられていることその他の宇宙空間探査等条約第九条に規定する月その他の天体を含む宇宙空間の有害な汚染並びにその平和的な探査及び利用における他国の活動に対する潜在的に有害な干渉（次号及び第四号二において「宇宙空間の有害な汚染等」という。）の防止並びに公共の安全の確保に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令で定める基準に適合するものであること。

三 管理計画において、他の人工衛星との衝突を避けるための措置その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置及び終了措置を講ずることとされており、かつ、申請者（個人にあつては、死亡時代理人を含む。）が当該管理計画を実行する十分な能力を有すること。

と。

四 終了措置の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するものであること。

イ 特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該特定人工衛星の高度を下げ、空中で燃焼させること（これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落下させて回収することを含む。）であつて、当該特定人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの

ロ 特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該特定人工衛星の高度を上げて時の経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであつて、他の特定人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれがないもの

ハ 特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該特定人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないもの

ニ イからハまでに掲げる措置を講ずることができない場合において、誤作動及び爆発の防止その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置を講じ、並びに特定人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、その制御をやめること。

四 終了措置の内容が次のイからニまでのいずれかに該当するものであること。

イ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を下げ、空中で燃焼させること（これを構成する機器の一部を燃焼させることなく地表又は水面に落下させて回収することを含む。）であつて、当該人工衛星の飛行経路及び当該機器の一部の着地又は着水が予想される地点の周辺の安全を確保して行われるもの

ロ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星の高度を上げて時の経過により高度が下がることのない地球を回る軌道に投入することであつて、他の人工衛星の管理に支障を及ぼすおそれがないもの

ハ 人工衛星の位置、姿勢及び状態を制御することにより、当該人工衛星を地球以外の天体を回る軌道に投入し、又は当該天体に落下させることであつて、当該天体の環境を著しく悪化させるおそれがないもの

ニ イからハまでに掲げる措置を講ずることができない場合において、誤作動及び爆発の防止その他の宇宙空間の有害な汚染等を防止するために必要なものとして内閣府令で定める措置を講じ、並びに人工衛星の位置、姿勢及び状態を内閣総理大臣に通知した上で、その制御をやめること。

(変更の許可等)

第二十三条 第二十条第一項の許可を受けた者（以下「特定人工衛星管理者」という。）は、同条第二項第三号から第七号までに掲げる事項を変更しようとするとき（当該許可に係る特定人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に特定人工衛星制御等基準の変更があつた場合において、当該特定人工衛星の構造が特定人工衛星制御等基準に適合しなくなったときを含む。）は、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 特定人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(管理計画の遵守)

第二十四条 特定人工衛星管理者は、特定人工衛星の管理を行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなければならない。

(事故時の措置)

(変更の許可等)

第二十三条 第二十条第一項の許可を受けた者（以下「人工衛星管理者」という。）は、同条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣の許可を受けなければならない。ただし、内閣府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 人工衛星管理者は、第二十条第二項第一号から第三号まで若しくは第九号に掲げる事項に変更があつたとき又は前項ただし書の内閣府令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

3 (略)

(管理計画の遵守)

第二十四条 人工衛星管理者は、人工衛星の管理を行うに当たっては、災害その他やむを得ない事由のある場合を除くほか、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところに従わなければならない。

(事故時の措置)

第二十五条 特定人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る特定人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく特定人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の特定人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可は、その効力を失う。

(承継)

第二十六条 特定人工衛星管理者が国内等の特定人工衛星管理設備を用いて特定人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、特定人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 特定人工衛星管理者が、国内等の特定人工衛星管理設備によらずに特定人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 特定人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとな

第二十五条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る人工衛星の他の物体との衝突その他の事故の発生により、同項の許可に係る終了措置を講ずることなく人工衛星の管理ができなくなり、かつ、回復する見込みがないときは、内閣府令で定めるところにより、速やかに、その旨、当該事故の状況及び当該事故の発生後の人工衛星の位置の特定に資するものとして内閣府令で定める事項を内閣総理大臣に届け出なければならない。この場合において、同項の許可は、その効力を失う。

(承継)

第二十六条 人工衛星管理者が国内等の人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行う場合において、譲渡人及び譲受人があらかじめ当該譲渡及び譲受けについて内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、譲受人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 人工衛星管理者が、国内等の人工衛星管理設備によらずに人工衛星の管理を行おうとする者に第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行うときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、内閣総理大臣にその旨を届け出なければならない。

3 人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなる場

る場合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、特定人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 特定人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた特定人工衛星の管理に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、特定人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 (略)

6 特定人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は特定人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人（第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日）から百二十日以内に、同条第一項の許可に係る終了措置を

合において、あらかじめ当該合併について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

4 人工衛星管理者である法人が分割により第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業を承継させる場合において、あらかじめ当該分割について内閣府令で定めるところにより内閣総理大臣の認可を受けたときは、分割により当該事業を承継した法人は、人工衛星管理者のこの法律の規定による地位を承継する。

5 (略)

6 人工衛星管理者が第二十条第一項の許可を受けた人工衛星の管理に係る事業の譲渡を行い、又は人工衛星管理者である法人が合併により消滅することとなり、若しくは分割により当該事業を承継させる場合において、第一項、第三項又は第四項の認可をしない旨の処分があったとき（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割があつたとき）は、同条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その譲受人（第二項に規定する事業の譲渡に係る譲受人を除く。）、合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該処分があつた日（これらの認可の申請がない場合にあつては、当該事業の譲渡、合併又は分割の日）から百二十日以内に、同条第一項の許可に係る終了措置を講じなければ

講じなければならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間（前条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、これらの者を特定人工衛星管理者とみなして、第二十四条、前条前段、第三十一条、第三十二条及び第三十三条第五項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（死亡の届出等）

第二十七条 特定人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 特定人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その死亡時代理人を特定人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第五項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（終了措置）

ならない。この場合において、当該終了措置が完了するまでの間（前条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、これらの者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、前条前段、第三十一条、第三十二条及び第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（死亡の届出等）

第二十七条 人工衛星管理者が死亡したときは、相続人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者が死亡したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その死亡時代理人は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について前条第一項の認可を受けた場合を除き、その死亡の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあっては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その死亡時代理人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、前条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（終了措置）

第二十八条 特定人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより特定人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

2 (略)

(解散の届出等)

第二十九条 特定人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 特定人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その清算法人を特定人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第五

第二十八条 人工衛星管理者は、第二十条第一項の許可に係る管理計画の定めるところにより人工衛星の管理を終了しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、同項の許可に係る終了措置を講じなければならない。

2 (略)

(解散の届出等)

第二十九条 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人又は破産管財人は、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出なければならない。

2 人工衛星管理者である法人が合併以外の事由により解散したときは、第二十条第一項の許可は、その効力を失うものとし、その清算法人（清算中若しくは特別清算中の法人又は破産手続開始後の法人をいう。以下この項において同じ。）は、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その解散の日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならない。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その清算法人を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、第三十一条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（こ

項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（許可の取消し等）

第三十条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 特定人工衛星管理者が偽りその他不正の手段により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。
- 二 特定人工衛星管理者が第二十一条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなったとき。
- 三 当該許可に係る特定人工衛星の構造が特定人工衛星制御等基準に適合しなくなったとき（当該特定人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。）。
- 四 特定人工衛星管理者が第二十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
- 五 特定人工衛星管理者が第三十三条第四項又は第五項の規定による命令に違反したとき。
- 六 特定人工衛星管理者が第三十四条第一項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（許可の取消し等）

第三十条 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、第二十条第一項の許可を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可を受けたとき。
 - 二 第二十一条第一号又は第三号から第六号までのいずれかに該当することとなったとき。
- （新設）
- 三 第二十三条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を同項の許可を受けないで変更したとき。
 - 四 第三十三条第三項の規定による命令に違反したとき。
 - 五 第三十四条第一項の規定により第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可又は第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可に付された条件に違反したとき。

2 特定人工衛星管理者が前項の規定により第二十条第一項の許可を取り消されたときは、当該特定人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、当該許可を取り消された特定人工衛星管理者は、その取消しの日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならぬ。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その者を特定人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、次条、第三十二条並びに第三十三条第五項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（立入検査等）

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の確認を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者、第十八条の二第一項の適合認定を受けた者若しくは特定人工衛星管理者（次条において「打上げ実施者等」という。）に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

2 人工衛星管理者が前項の規定により第二十条第一項の許可を取り消されたときは、当該人工衛星の管理に係る事業の譲渡について第二十六条第一項の認可を受けた場合を除き、その取消しの日から百二十日以内に、第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなければならぬ。この場合において、当該事業の譲渡が行われ、又は当該終了措置が完了するまでの間（第二十五条に規定する場合にあつては、同条の規定による届出があるまでの間）は、その者を人工衛星管理者とみなして、第二十四条、第二十五条前段、第二十六条第一項及び第五項、次条、第三十二条並びに第三十三条第三項の規定（これらの規定に係る罰則を含む。）を適用する。

（立入検査等）

第三十一条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者若しくは人工衛星管理者に対し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業所に立ち入り、これらの者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2・3 （略）

(指導等)

第三十二条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、打上げ実施者等に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の確認を受けた宇宙ロケットの設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあるときは、当該確認を受けた者に対し、ロケット安全基準に適合させるため、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設が設計別施設安全基準に適合せず、又は設計別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあるときは、当該適合認定を受けた者に対し、設計別施設安全基準に適合させるため、又は設計別施設安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、第十八条の二第一項の適合認定に係る人工衛星等の構造が人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合せず、又は

(指導等)

第三十二条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、打上げ実施者、第十三条第一項の型式認定を受けた者、第十六条第一項の適合認定を受けた者又は人工衛星管理者に対し、宇宙の開発及び利用に関する諸条約の確かつ円滑な実施及び公共の安全の確保を図るため、必要な指導、助言及び勧告をすることができる。

(是正命令)

第三十三条 内閣総理大臣は、第十三条第一項の型式認定を受けた人工衛星の打上げ用ロケットの設計がロケット安全基準に適合せず、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれがあるときは、当該型式認定を受けた者に対し、ロケット安全基準に適合させるため、又はロケット安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な設計の変更を命ずることができる。

2 内閣総理大臣は、第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設が型式別施設安全基準に適合せず、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれがあるときは、当該適合認定を受けた者に対し、型式別施設安全基準に適合させるため、又は型式別施設安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(新設)

人工衛星等汚染等防止・安全基準に適合しなくなるおそれがある
と認めるとき（当該人工衛星等を搭載した宇宙ロケットの発射前
に限る。）は、当該適合認定を受けた者に対し、人工衛星等汚染
等防止・安全基準に適合させるため、又は人工衛星等汚染等防止
・安全基準に適合しなくなるおそれをなくするために必要な措置
をとるべきことを命ずることができる。

4| 内閣総理大臣は、第二十条第一項の許可に係る特定人工衛星の
構造が特定人工衛星制御等基準に適合せず、又は特定人工衛星制
御等基準に適合しなくなるおそれがあると認めるとき（当該特定
人工衛星を搭載した宇宙ロケットの発射前に限る。）は、当該特
定人工衛星管理者に対し、特定人工衛星制御等基準に適合させる
ため、又は特定人工衛星制御等基準に適合しなくなるおそれをな
くするために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

5| 内閣総理大臣は、特定人工衛星管理者が第二十四条の規定に違
反していると認めるときは、当該特定人工衛星管理者に対し、当
該違反を是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることが
できる。

（無過失責任）

第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航
空機に搭載された打上げ施設を用いて宇宙ロケットの打上げを行
う者は、当該宇宙ロケットの打上げに伴いロケット落下等損害を
与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

（新設）

3| 内閣総理大臣は、人工衛星管理者が第二十四条の規定に違反し
ていると認めるときは、当該人工衛星管理者に対し、当該違反を
是正するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（無過失責任）

第三十五条 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航
空機に搭載された打上げ施設を用いて人工衛星等の打上げを行
う者は、当該人工衛星等の打上げに伴いロケット落下等損害を与
えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(責任の集中)

第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき者が打上げ実施者又は国であるときは、当該打上げ実施者又は国以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。

2 前項の規定により打上げ実施者又は国のみが賠償する責任を負うロケット落下等損害については、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。

3 (略)

(求償権)

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該宇宙ロケットの打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該宇宙ロケットの打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

2 (略)

(責任の集中)

第三十六条 前条の場合において、同条の規定により損害を賠償する責任を負うべき人工衛星等の打上げを行う者以外の者は、その損害を賠償する責任を負わない。

2 ロケット落下等損害については、製造物責任法（平成六年法律第八十五号）の規定は、適用しない。

3 (略)

(求償権)

第三十八条 第三十五条の場合において、他にその損害の発生の原因について責任を負うべき者があるときは、同条の規定により損害を賠償した者は、その者に対して求償権を有する。ただし、当該責任を負うべき者が当該人工衛星等の打上げの用に供された資材その他の物品又は役務の提供をした者（当該人工衛星等の打上げの用に供された打上げ施設を管理し、及び運営する者を除く。）であるときは、当該損害がその者又はその者の従業者の故意により生じたものである場合に限り、その者に対して求償権を有する。

2 (略)

(ロケット落下等損害賠償補償契約)

第四十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項のロケット落下等損害賠償補償契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を、我が国の宇宙ロケットの打上げに係る産業の国際競争力の強化の観点から措置することが適当なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額(当該ロケット落下等損害について相当措置が講じられている場合にあつては、当該賠償措置額に相当する金額又は当該相当措置により当該ロケット落下等損害の賠償に充てることができる金額のいずれか多い金額)を控除した金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

3 前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。この場合において、同条第二項中「被保険者」とあるのは「打上げ実施者」と、「保険者に」とあるのは「政府に」と読み替えるものとする。

(ロケット落下等損害賠償補償契約の期間)

(ロケット落下等損害賠償補償契約)

第四十条 (略)

2 前項に定めるもののほか、政府は、打上げ実施者を相手方として、打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償の責任が発生した場合において、ロケット落下等損害賠償責任保険契約、同項のロケット落下等損害賠償補償契約その他のロケット落下等損害を賠償するための措置によつては埋めることができないロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失を、我が国の人工衛星等の打上げに係る産業の国際競争力の強化の観点から措置することが適当なものとして内閣府令で定める金額から当該打上げ実施者のロケット落下等損害の賠償に充てられる損害賠償担保措置の賠償措置額に相当する金額(当該ロケット落下等損害について相当措置が講じられている場合にあつては、当該賠償措置額に相当する金額又は当該相当措置により当該ロケット落下等損害の賠償に充てることができる金額のいずれか多い金額)を控除した金額を超えない範囲内で政府が補償することを約するロケット落下等損害賠償補償契約を締結することができる。

3 前条の規定は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づく補償金について準用する。

(ロケット落下等損害賠償補償契約の期間)

第四十一条 ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る宇宙ロケットの打上げを終える時までとする。

(補償金)

第四十二条 政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における宇宙ロケットの打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失について当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額までとする。

(補償金の返還)

第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払った場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

- 一 第八条の規定に違反して宇宙ロケットの打上げを行ったこと。
- 二 宇宙ロケットの打上げを行った際、第十二条第一号又は第六号に該当していたこと。

(供託物の取戻し)

第四十一条 ロケット落下等損害賠償補償契約の期間は、その締結の時から当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る人工衛星等の打上げを終える時までとする。

(補償金)

第四十二条 政府がロケット落下等損害賠償補償契約により補償する金額は、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の期間内における人工衛星等の打上げにより与えたロケット落下等損害を打上げ実施者が賠償することにより生ずる損失について当該ロケット落下等損害賠償補償契約に係る契約金額までとする。

(補償金の返還)

第四十六条 政府は、ロケット落下等損害賠償補償契約に基づき補償金を支払った場合において、当該ロケット落下等損害賠償補償契約の相手方である打上げ実施者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該打上げ実施者から、政令で定めるところにより、その返還をさせるものとする。

- 一 第八条の規定に違反して人工衛星等の打上げを行ったこと。
- 二 人工衛星等の打上げを行った際、第十二条第一号又は第五号に該当していたこと。

(供託物の取戻し)

第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九条の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。

一 宇宙ロケットの打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなったとき。

二・三 (略)

第六章 人工衛星等落下等損害の賠償

(無過失責任)

第五十三条 国内等の特定人工衛星管理設備を用いて特定人工衛星の管理を行う者は、当該特定人工衛星の管理に伴い人工衛星等落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

2 国内に所在し、又は日本国籍を有する船舶若しくは航空機に搭載された打上げ施設を用い、かつ、特定人工衛星以外の人工衛星等を搭載して宇宙ロケットの打上げが行われた場合において、当該人工衛星等による人工衛星等落下等損害が生じたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者は、その損害を賠償する責任を負う。

一 次号に掲げる場合以外の場合 当該宇宙ロケットの打上げを行った者

二 委託により当該人工衛星等を搭載した場合 当該委託をした者

第五十一条 打上げ実施者は、次に掲げる場合においては、内閣総理大臣の承認を受けて、第四十九条の規定により供託した金銭又は有価証券を取り戻すことができる。

一 人工衛星等の打上げを終え、かつ、ロケット落下等損害を与えないことが明らかとなったとき。

二・三 (略)

第六章 人工衛星落下等損害の賠償

(無過失責任)

第五十三条 国内等の人工衛星管理設備を用いて人工衛星の管理を行う者は、当該人工衛星の管理に伴い人工衛星落下等損害を与えたときは、その損害を賠償する責任を負う。

(新設)

(賠償についてのしん酌)

第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星等落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

(宇宙政策委員会の意見の聴取)

第五十五条 内閣総理大臣は、第六条第二号、第三号若しくは第四号又は第二十二條第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならない。

(国に対する適用除外)

第五十七条 国が行う宇宙ロケットの打上げについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

2 国が行う特定人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項、第七条第一項又は第八条の規定に違反して宇

(賠償についてのしん酌)

第五十四条 前条の規定にかかわらず、人工衛星落下等損害の発生に関して天災その他の不可抗力が競合したときは、裁判所は、損害賠償の責任及び額を定めるについて、これをしん酌することができる。

(宇宙政策委員会の意見の聴取)

第五十五条 内閣総理大臣は、第四条第二項第二号、第六条第一号若しくは第二号又は第二十二條第二号若しくは第三号の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、宇宙政策委員会の意見を聴かなければならない。

(国に対する適用除外)

第五十七条 国が行う人工衛星等の打上げについては、第四条第一項の規定は、適用しない。

2 国が行う人工衛星の管理については、第二十条第一項の規定は、適用しない。

第六十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の拘禁刑若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った

宇宙ロケットの打上げを行ったとき。

(削る)

二 第二十条第一項又は第二十三条第一項の規定に違反して特定人工衛星の管理を行ったとき。

(削る)

三 第三十三条第五項の規定による命令に違反したとき。

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第九条第一項の規定に違反して宇宙ロケットの打上げを行ったとき。

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかったとき。

者

二 偽りその他不正の手段により第四条第一項、第七条第一項、第二十条第一項若しくは第二十三条第一項の許可、第十条第一項から第三項まで若しくは第二十六条第一項、第三項若しくは第四項の認可、第十三条第一項の型式認定、第十四条第一項若しくは第十七条第一項の認定又は第十六条第一項の適合認定を受けた者

三 第七条第一項の規定に違反して第四条第二項第二号から第五号までに掲げる事項を変更した者

四 第二十条第一項の規定に違反して人工衛星の管理を行った者

五 第二十三条第一項の規定に違反して第二十条第二項第四号から第八号までに掲げる事項を変更した者

六 第三十三条第三項の規定による命令に違反した者

第六十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条又は第九条第一項の規定に違反して人工衛星等の打上げを行った者

二 第二十六条第六項、第二十七条第二項、第二十八条第一項、第二十九条第二項又は第三十条第二項の規定に違反して第二十条第一項の許可に係る終了措置を講じなかった者

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、百万円以下の罰金に処する。

(削る)

(削る)

- 一 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

- 二 第三十三条第一項から第四項までの規定による命令に違反したとき。

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第二十五条、第二十六条第二項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

- 二 第十五条第三項の規定に違反して設計確認書を返納しなかったとき。

- 三 第十八条第三項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかったとき。

第六十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十四条第一項の規定に違反して第十三条第二項第二号に掲げる事項を変更した者

- 二 第十七条第一項の規定に違反して第十六条第二項第二号又は第四号に掲げる事項を変更した者

- 三 第三十一条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

- 四 第三十三条第一項又は第二項の規定による命令に違反した者

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第二項、第十四条第二項、第十七条第二項、第二十三条第二項、第二十五条、第二十六条第二項又は第二十八条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

- 二 第十五条第二項の規定に違反して型式認定書を返納しなかった者

- 三 第十八条第二項の規定に違反して打上げ施設認定書を返納しなかった者

四 第十八条の四第三項の規定に違反して搭載前人工衛星等認定

書を返納しなかつたとき。

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

第六十五条 第七条第二項、第十一条、第十四条第二項、第十七条第二項、第十八条の三第二項、第二十三条第二項、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

(新設)

第六十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して第六十条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第六十五条 第十一条、第二十七条第一項又は第二十九条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十万円以下の過料に処する。

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の重要性が増大していることに鑑み、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、かつ、公共の安全を確保し、及び環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。</p> <p>（公共の安全の確保及び環境への配慮）</p> <p>第七条 宇宙開発利用は、公共の安全を確保して、及び宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。</p> <p>（環境への配慮）</p> <p>第七条 宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。</p>

(宇宙開発利用に係るロケット及び人工衛星の自立的な打上げ等)

第十五条 国は、宇宙開発利用に係るロケット及び人工衛星の開発、打上げ及び追跡並びに人工衛星の運用を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性に鑑み、これらに必要な機器（部品を含む。）、技術等の研究開発の推進及び設備、施設等の整備、我が国が宇宙開発利用に関し使用できる周波数の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間事業者による宇宙開発利用の促進)

第十六条 国は、宇宙開発利用において民間が果たす役割の重要性に鑑み、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進し、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化を図るため、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮するとともに、打上げ射場（宇宙開発利用に係るロケットの打上げを行う施設をいう。）、試験研究設備その他の設備及び施設等の整備、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の民間事業者への移転の促進、民間における宇宙開発利用に関する研究開発の成果の企業化の促進、宇宙開発利用に関する事業への民間事業者による投資を容易にするための税制上及び金融上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人工衛星等の自立的な打上げ等)

第十五条 国は、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性にかんがみ、これらに必要な機器（部品を含む。）、技術等の研究開発の推進及び設備、施設等の整備、我が国が宇宙開発利用に関し使用できる周波数の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間事業者による宇宙開発利用の促進)

第十六条 国は、宇宙開発利用において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進し、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化を図るため、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮するとともに、打上げ射場（ロケットの打上げを行う施設をいう。）、試験研究設備その他の設備及び施設等の整備、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の民間事業者への移転の促進、民間における宇宙開発利用に関する研究開発の成果の企業化の促進、宇宙開発利用に関する事業への民間事業者による投資を容易にするための税制上及び金融上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 (略)	<p>(公共の安全の確保及び環境の保全)</p> <p>第二十条 国は、公共の安全を確保し、及び環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>
2 (略)	<p>(環境の保全)</p> <p>第二十条 国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるものとする。</p>

改正案	現行
<p>（宇宙政策委員会）</p> <p>第三十八条 宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて宇宙ロケットの打上げ（宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）第二条第六号に規定する宇宙ロケットの打上げをいう。）の安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。</p> <p>三 宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。</p> <p>2 宇宙政策委員会は、前項第一号又は第二号に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べることができる。</p> <p>3 宇宙政策委員会は、<u>第一項第一号又は第二号</u>に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織、所掌事務</p>	<p>（宇宙政策委員会）</p> <p>第三十八条 宇宙政策委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じて人工衛星及びその打上げ用ロケットの<u>打上げの安全の確保又は宇宙の環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。</u></p> <p>（新設）</p> <p>2 宇宙政策委員会は、<u>前項各号</u>に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は関係各大臣に意見を述べる<u>ことができる。</u></p> <p>3 宇宙政策委員会は、<u>第一項各号</u>に掲げる重要事項に関し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣又は内閣総理大臣を通じて関係各大臣に対し、必要な勧告をすることができる。</p> <p>4 前三項に定めるもののほか、宇宙政策委員会の組織及び委員そ</p>

及び委員その他宇宙政策委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

の他宇宙政策委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

○ 宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、同法第三十五条第一項に基づき宇宙活動に係る規制等について定める宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号。以下「宇宙活動法」という。）の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙活動法第二条第一号に規定する宇宙の開発及び利用に関する諸条約（第三条第二項第一号において単に「宇宙の開発及び利用に関する諸条約」という。）の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進することを目的とする。</p> <p>（特定人工衛星の管理に係る許可の特例）</p> <p>第三条 宇宙資源の探査及び開発を特定人工衛星（宇宙活動法第二条第七号に規定する特定人工衛星をいう。第一号及び第四項において同じ。）の利用の目的として行う特定人工衛星の管理（同条第十号に規定する特定人工衛星の管理をいう。）に係る宇宙活動</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、宇宙基本法（平成二十年法律第四十三号）の基本理念にのっとり、宇宙資源の探査及び開発に関し、同法第三十五条第一項に基づき宇宙活動に係る規制等について定める人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号。以下「宇宙活動法」という。）の規定による許可の特例を設けるとともに、宇宙資源の所有権の取得その他必要な事項を定めることにより、宇宙活動法第二条第一号に規定する宇宙の開発及び利用に関する諸条約（第三条第二項第一号において単に「宇宙の開発及び利用に関する諸条約」という。）の的確かつ円滑な実施を図りつつ、民間事業者による宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動を促進することを目的とする。</p> <p>（人工衛星の管理に係る許可の特例）</p> <p>第三条 宇宙資源の探査及び開発を人工衛星（宇宙活動法第二条第二号に規定する人工衛星をいう。第一号及び第四項において同じ。）の利用の目的として行う人工衛星の管理（同条第七号に規定する人工衛星の管理をいう。）に係る宇宙活動法第二十条第一項</p>

法第二十条第一項の許可（以下この条において「宇宙資源の探査及び開発の許可」という。）を受けようとする者は、宇宙活動法第二十条第二項各号に掲げる事項のほか、内閣府令で定めるところにより、同項の申請書に次に掲げる事項を定めた計画（以下「事業活動計画」という。）を併せて記載しなければならない。

一 当該宇宙資源の探査及び開発の許可の申請に係る特定人工衛星を利用して行おうとする宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動（以下この項において単に「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動」という。）の目的

二 六（略）

2 宇宙資源の探査及び開発の許可の申請については、内閣総理大臣は、当該申請が、宇宙活動法第二十二条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該宇宙資源の探査及び開発の許可をしてはならない。

一（略）

二 申請者（個人にあつては、宇宙活動法第二十条第二項第七号の死亡時代理人を含む。）が事業活動計画を実行する十分な能力を有すること。

3（略）

4 第一項及び宇宙活動法第二十条第二項の規定は同条第一項の許可に係る特定人工衛星の利用の目的を変更して宇宙資源の探査及び開発をその利用の目的とするための宇宙活動法第二十三条第一項の許可を受けようとする者について、前二項の規定は当該許可

の許可（以下この条において「宇宙資源の探査及び開発の許可」という。）を受けようとする者は、宇宙活動法第二十条第二項各号に掲げる事項のほか、内閣府令で定めるところにより、同項の申請書に次に掲げる事項を定めた計画（以下「事業活動計画」という。）を併せて記載しなければならない。

一 当該宇宙資源の探査及び開発の許可の申請に係る人工衛星を利用して行おうとする宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動（以下この項において単に「宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動」という。）の目的

二 六（略）

2 宇宙資源の探査及び開発の許可の申請については、内閣総理大臣は、当該申請が、宇宙活動法第二十二条各号に掲げるもののほか、次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、当該宇宙資源の探査及び開発の許可をしてはならない。

一（略）

二 申請者（個人にあつては、宇宙活動法第二十条第二項第八号の死亡時代理人を含む。）が事業活動計画を実行する十分な能力を有すること。

3（略）

4 第一項及び宇宙活動法第二十条第二項の規定は同条第一項の許可に係る人工衛星の利用の目的を変更して宇宙資源の探査及び開発をその利用の目的とするための宇宙活動法第二十三条第一項の許可を受けようとする者について、前二項の規定は当該許可をし

をしようとするときについて、それぞれ準用する。

5 宇宙資源の探査及び開発の許可又は前項に規定する宇宙活動法第二十三条第一項の許可（次条及び第五条において「宇宙資源の探査及び開発の許可等」という。）を受けた者に対する宇宙活動法の規定の適用については、宇宙活動法第二十三条第一項中「事項」とあるのは「事項又は宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）第三条第一項に規定する事業活動計画（以下単に「事業活動計画」という。）

）と、宇宙活動法第二十四条中「管理計画」とあるのは「管理計画及び事業活動計画」と、宇宙活動法第二十六条第一項、第三項及び第四項並びに第三十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」と、宇宙活動法第二十六条第五項中「の規定」とあるのは「並びに宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第三条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定」とするほか、必要な技術的読替は、内閣府令で定める。

ようとするときについて、それぞれ準用する。

5 宇宙資源の探査及び開発の許可又は前項に規定する宇宙活動法第二十三条第一項の許可（次条及び第五条において「宇宙資源の探査及び開発の許可等」という。）を受けた者に対する宇宙活動法の規定の適用については、宇宙活動法第二十三条第一項中「事項」とあるのは「事項又は宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律（令和三年法律第八十三号）第三条第一項に規定する事業活動計画（以下単に「事業活動計画」という。）

）と、宇宙活動法第二十四条中「管理計画」とあるのは「管理計画及び事業活動計画」と、宇宙活動法第二十六条第一項、第三項及び第四項並びに第三十一条第一項中「この法律」とあるのは「この法律及び宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律」と、宇宙活動法第二十六条第五項中「の規定」とあるのは「並びに宇宙資源の探査及び開発に関する事業活動の促進に関する法律第三条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定」と、第六十条第五号中「事項」とあるのは「事項又は事業活動計画」とするほか、必要な技術的読替は、内閣府令で定める。